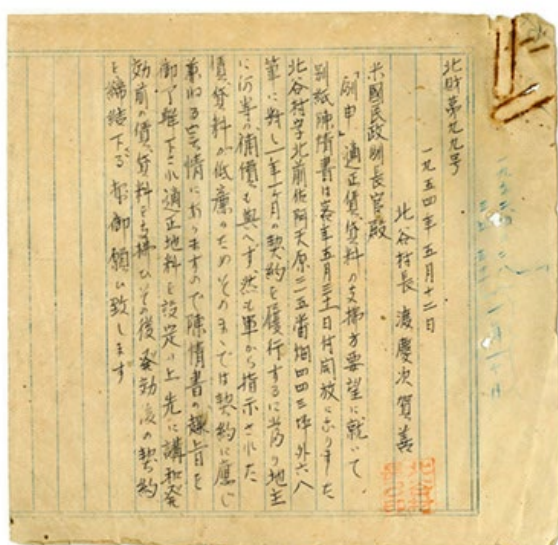


## 基地問題

帰村直後の住宅地や耕作地は割当制でしたが、土地所有権の認定により法的に土地の売買・賃貸借が可能となりました。これを期に、ほとんどの割当耕作地は地主に返され、住宅地については居住者が買い上げたり、借地料が支払われたりしました。土地をめぐる権利意識も徐々に再形成され、地主と土地割当者との間のトラブルも起きるようになりました。戦時占領から軍用地は無償で使用されていましたが、他人所有の割 帰村直後の住宅地や耕作地は割当制でしたが、土地所有権の認定により法的に土地の売買・賃貸借が可能となりました。これを期に、ほとんどの割当耕作地は地主に返され、住宅地については居住者が買い上げたり、借地料が支払われたりしました。土地をめぐる権利意識も徐々に再形成され、地主と土地割当者との間のトラブルも起きるようになりました。



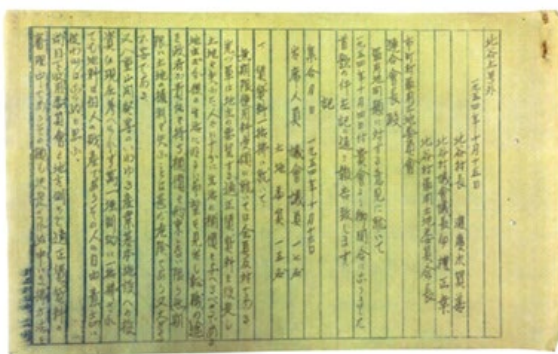
### 適正賃貸料の支払方要望に就いて

1954年(昭和29)5月12日付(北谷町公文書館蔵)

北前地区は1948年(昭和23)年4月に開放され居住や耕作を開始していましたが、わずか1年後に米軍から口頭命令をうけ強制退去することになりました。

その4年後に、ふたたび北前の一部は開放されますが、農耕地は荒れ、海の護岸は崩れた状態からの再復興となりました。これに対し、支払いが決まったのは1年1ヶ月間分の市場価格よりかなり低額な土地賃貸料でした。

この文書では、対日講和発効の前後を通じて占有した期間分の適正な賃貸料を支払うよう陳情しています。



### 軍用地問題に対する意見について

1954年(昭和29)10月15日付(北谷町公文書館蔵)

1952年(昭和27)、米軍は軍用地料の一部支払いを認め、軍用地の「契約権」を公布しました。しかし、借地料は安く20年という長期契約だったため、多くの地主はこれを不満として契約を拒否しました。さらに1954年(昭和29)3月に米軍は土地の無期限使用を意図した「軍用地料一括払い」の方針を発表しました。

この文書は、これら軍用地問題についての北谷村の意見を沖縄県市町村軍用地委員会連合会へ報告したものです。